

(仮称) 苫小牧市個人情報保護法施行条例 (案) 等について

1 条例制定等の背景及び目的

現在、地方公共団体における個人情報保護制度は、各地方公共団体がそれぞれ規定する個人情報の保護に関する条例によって規律されています。

しかし、令和 3 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、全ての地方公共団体の個人情報保護制度については、個人情報保護法が適用されることとなりました（当該改正部分の施行期日は令和 5 年 4 月 1 日とされました。）。

改正後の個人情報保護法は、個人情報保護制度について全国的な共通ルールを規定しています。また、これと重複したり反したりする内容の規定を、各地方公共団体が独自に条例で定めることは、原則として認めていません。したがって、現行の苫小牧市個人情報保護条例（平成 7 年条例第 2 号）は、廃止せざるを得ないことになりました（ただし、同条例の規律のうち大部分は、個人情報保護法と重複した内容であり、規律が大きく変容するものではありません。）。

一方で、改正後の個人情報保護法は、例外的に一部の事項について、個人情報保護法の趣旨や目的に照らし、各地方公共団体が条例で規定することを認めています。

そこで、当該事項を規定するため、新たに個人情報保護法の施行のための条例として、(仮称) 苫小牧市個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。）を制定します。また、個人情報保護法及び法施行条例と整合を図る等のため、関係する条例として、苫小牧市情報公開条例（平成 10 年条例第 14 号）及び苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 17 年条例第 29 号）を改正します。

2 法施行条例の主な内容

別紙のとおり

3 関係条例の主な改正内容

- (1) 苫小牧市情報公開条例の一部改正
 - ア 不開示情報につき、個人情報保護法との整合を図る
 - イ 開示請求手続につき、個人情報保護法との整合を図る
- (2) 苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
 - ア 審査会の所掌事務に、2(4)の諮問を受けて調査審議することを追加する

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

5 その他

添付した関連資料の内容は、以下のとおりです。

- (1) 個人情報保護法の改正概要
個人情報保護委員会の web サイトに掲載されているものです。
(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/>)
- (2) 苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会 令和 4 年答申第 1 号
法施行条例に規定することができる事項等に関する本市の諮問に対し、令和 4 年 7 月以降 3 度の審査会開催による調査審議を経て、同年 10 月 13 日に答申があったものです。
なお、当該調査審議に用いた資料等は、本市 web サイトのうち同審査会のページに掲載しています。
(<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/shisei/johokokai/sinsakai.html>)

2 法施行条例の主な内容

法施行条例で規定する主な内容は、下記の(1)～(5)のとおりです。

(1) 個人情報の保有に関する事項を記載した帳簿の作成・公表 現行どおり

改正後の個人情報保護法第75条第5項の規定により、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表するものとします。(現行の苫小牧市個人情報保護条例第7条に規定する個人情報取扱事務の届出制度と同様のものを継続しようとするものです。)

改正後の個人情報保護法	現行の苫小牧市個人情報保護条例
<p>【第75条第5項】 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿(※)とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p> <p>※個人情報ファイル簿とは、一定の事務のために特定の個人を検索できるよう構成された個人情報の集合物のうち、本人の数が1,000人以上のものについて、その利用目的や記録事項等をまとめた帳簿のことをいう。</p>	<p>【第7条】 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称 (2) 個人情報取扱事務の目的 (3) 個人情報の対象者の範囲 (4) 個人情報の種類 (5) 個人情報の収集方法 (6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2・3 《略》</p> <p>4 市長は、第1項又は第2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を一般の閲覧に供しなければならない。</p>

(2) 開示手数料 現行どおり

開示請求に必要となる、改正後の個人情報保護法第 89 条第 2 項に規定する「条例で定める額の手数料」は、無料とします。ただし、複写や郵送にかかる費用などの開示に要する費用については、引き続き、開示請求者の負担とします。(現行の苫小牧市個人情報保護条例第 25 条に基づく開示請求者の費用負担制度と同様のものを継続しようとするものです。)

改正後の個人情報保護法	現行の苫小牧市個人情報保護条例
<p>【第 89 条第 2 項】 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p>	<p>【第 25 条】 第 23 条第 1 項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>

(3) 開示決定期限 現行どおり

改正後の個人情報保護法第 83 条及び第 84 条においては、①開示請求があった場合の開示決定等の期限を 30 日以内とし、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときの延長期限を 30 日以内とし、③開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるときは、60 日以内に相当の部分について開示決定等をすれば足りるとしてあります。

法施行条例では、これらの規定にかかわらず、①の期限を 14 日以内、②の期限を 14 日以内、③の期間を 28 日以内とします。(現行の苫小牧市個人情報保護条例第 20 条及び第 21 条に基づく開示決定等の期限などと同様のものを継続しようとするものです。)

改正後の個人情報保護法	現行の苫小牧市個人情報保護条例
<p>【第 83 条】 開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、…。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内限り延長することができる。この場合において、…。</p>	<p>【第 20 条】 前条各項の決定…は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、…。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 14 日以内限り延長することができる。この場合において、…。</p>
<p>【第 84 条】 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、…相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。…。</p> <p>(1)・(2) ≪略≫</p>	<p>【第 21 条】 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 28 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、…相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。…。</p> <p>(1)・(2) ≪略≫</p>

(4) 専門的知見に基づく意見を求めるための審査会への諮問

新規

改正後の個人情報保護法第 129 条の規定により、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができるものとします。

改正後の個人情報保護法	現行の苫小牧市個人情報保護条例
<p>【第 129 条】 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</p>	<p>(規定なし)</p>

(5) 施行の状況の公表 現行どおり

改正後の個人情報保護法第 165 条第 2 項の規定に基づく個人情報保護委員会による個人情報保護法の施行の状況の公表とは別に、本市が独自に開示請求の件数等を公表するものとします。(現行の苫小牧市個人情報保護条例第 49 条に基づき行っている運用状況公表制度と同様のものを継続しようとするものです。)

改正後の個人情報保護法	現行の苫小牧市個人情報保護条例
<p>【第 165 条】 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>	<p>【第 49 条】 市長は、毎年、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。</p>